

新型コロナウイルス感染症に関する災害死亡保険金等のお支払いについて

このたびの新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さまおよび関係者の皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

カーディフ生命保険株式会社（代表取締役社長 清瀬 裕二）は、新型コロナウイルス感染症^{*1}拡大により影響を受けられましたお客さまに対して、これまで保険料払込猶予期間の延長や、保険金・給付金のお支払いについての特別取扱い等を実施してまいりました。このたび、以下のとおり新型コロナウイルス感染症にかかるお支払い範囲を拡大し、災害死亡保険金等をお支払い対象とする等の取扱いを実施しますのでお知らせいたします。

（*1）新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に定める新型コロナウイルス感染症を指します。

【取扱内容】

対象商品	取扱内容
災害死亡保険金がある個人年金保険（別表1参照）	被保険者が「新型コロナウイルス感染症」を原因として死亡した場合に、災害死亡保険金をお支払いします。
特別条件のうち保険金削減法または特定疾病・特定部位不担保法等を適用した個人保険（別表2参照）	「新型コロナウイルス感染症」を直接の原因として支払事由が生じた場合に、保険金削減や給付金不支払い等を行いません。

※ 本取扱いにともなう保険料の変更はありません。

【対象期間】

これまでに支払事由に該当した場合も含めて、すでにご契約いただいている契約についても対象とします。

※なお、新型コロナウイルス感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項、第3項または第4項の疾病に指定された場合、その指定が解除された日以後に生じた支払事由については対象外となります。

【別表 1】

対象となる保険商品（2020年5月14日現在）

商品名称
変額個人年金保険Ⅲ型

【別表 2】

対象となる保険商品（2020年5月14日現在）

商品名称
満期保険金付医療保険
満期保険金付医療保険（10）
満期保険金付女性医療保険
低解約払戻金型終身保険
無解約払戻金型定期保険
無解約払戻金型収入保障保険
無解約払戻金型医療保険
無解約払戻金型ガン診断給付保険

（ご参考）

- [新型コロナウイルス感染症に関する各種取扱いについて](#)
- [新型コロナウイルス感染症に罹患されたお客さまへの保険金・給付金のお支払いについて](#)

本件に関するご確認・お問い合わせは、下記のカスタマーサービスセンターにて承ります。

カーディフ生命保険株式会社 カスタマーサービスセンター

TEL: 0120-820-275（通話料無料）

受付時間：月曜日～金曜日 9:00～18:00（祝日・年末年始を除く）